

よくある質問



Q 申請すればすぐに設置してもらえますか？

A 申請後約1月で危機管理課から審査結果が郵送で届きます。その後、器具取付け業者から日程調整の連絡があります。

Q 器具代の費用はどのくらいかかりますか？

A 各家庭によって異なりますが、1箇所1000円程度です。
(*使う器具・下地によって高くなる場合があります。)

Q 現場事前確認の結果によって申請を取りやめますか？

A 見積金額、申請者のご都合に合わない場合等、作業前であれば申請を取りやめることは可能です。

Q 5品より多く取り付けたいのですが？

A 現在の補助制度では、5品までが補助対象となっています。5品を超える場合には、実費にて取り付けれる場合がありますので、詳しくは取り付け業者とご相談ください。

Q 賃貸住宅に住んでいますが、申請できますか？

A 申請することは可能ですが、必ず事前に家主等と相談して、その承諾を受けた上で申請してください。

Q 何度でも申請できますか？

A 1軒について1度だけの申請となります。

Q 固定したい家具を動かしてもらうことはできますか？

A 家具の移動は業務に含まれませんので、あらかじめ所定の位置に配置してください。



家具転倒防止事業

について

浜松市では、予想される東海地震による住宅内の家具の転倒・散乱による被害を防止するため、家具転倒防止事業に取り組んでいます。

対象となる世帯は、お年寄りや身体の不自由な方の世帯です。対象世帯からの申請を受け、転倒防止用の器具取付け業者を市から派遣いたします。

転倒防止のための**器具取付け作業代は市が負担**し、転倒防止の**器具代(下地材料費を含む。)**は**申請者の負担**となります。

お年寄りや身体の不自由な方の世帯が対象です！

対象世帯

1 高齢者世帯

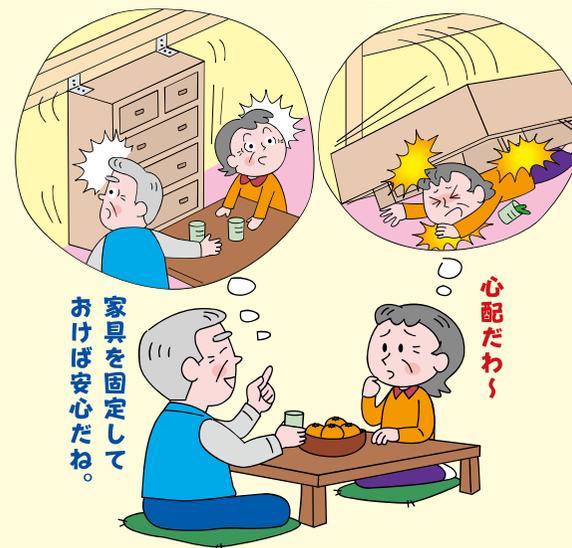
満65歳以上の人のみの世帯と満65歳以上の人が及び満18歳未満の人のみの世帯です。

※満65歳以上の人は、年度内に満65歳に達する人を含み、満18歳未満の人は、年度内に満18歳に達する人を含みます。以下同じ

2 障がいのある人の世帯

障がいのある人のみの世帯と障がいのある人及び満18歳未満の人のみの世帯です。

3 満65歳以上の人、障がいのある人及び満18歳未満の人のみの世帯



障がいのある人とは

- ・身体障害者手帳の被交付者
- ・精神障害者保健福祉手帳の被交付者
- ・療育手帳の被交付者
- ・障害厚生年金・障害基礎年金の受給権者又はこれらと同等の人
- ・介護保険法の要介護者又は要支援者

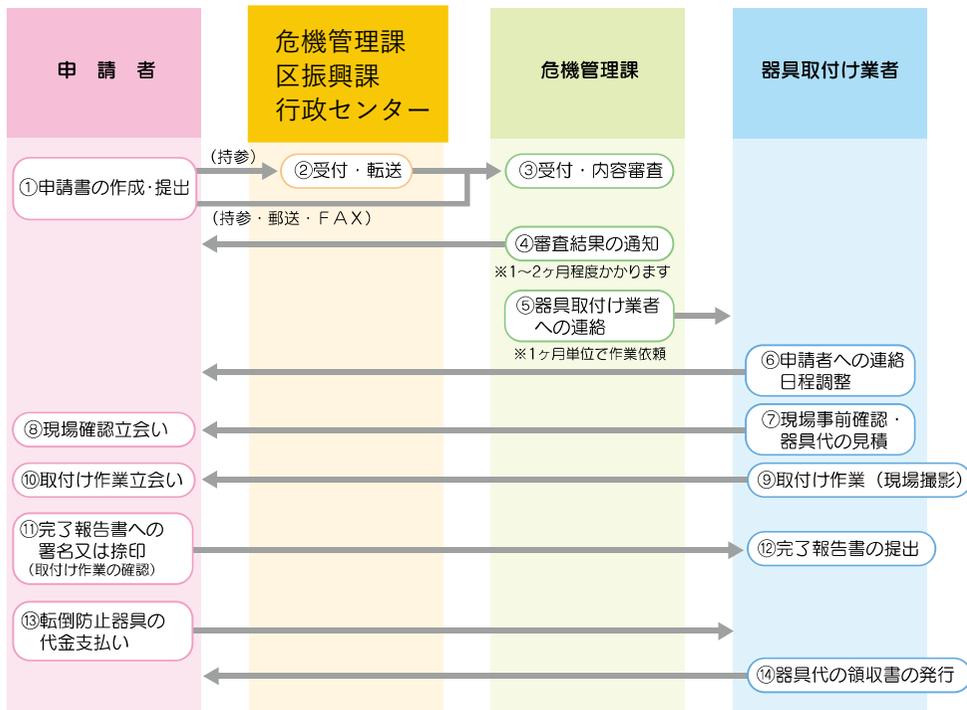
※申請書に手帳・証書等のコピーを添付してください。
(満65歳以上の人は不要です。)

固定対象の家具等

タンス・食器棚・冷蔵庫等の重い家具・家電製品等(5品以内)

※5品を超える取付け作業代は申請者の負担となります。

家具転倒防止事業の流れ



必ずお読みください。

障がいのある者とは

以下のいずれかに該当する人をいいます。申請書に手帳等のコピーを添付してください。ただし、満65歳以上の人は不要です。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人・・・手帳のコピー
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・手帳のコピー
- ③ 療育手帳の交付を受けている人・・・手帳のコピー
- ④ 障害厚生年金若しくは障害基礎年金の受給権者又はこれらと同等と認められる人・・・年金証書のコピー
- ⑤ 介護保険法による要介護者又は要支援者・・・被保険者証のコピー

事業実施における注意事項

- ① 取付作業は市から委託した指定業者が行います。
- ② 転倒防止する家具は、事前に所定の場所に配置してください。
- ③ 転倒防止器具の取付け作業に立会い、取付け状態等の確認をお願いします。
- ④ 取付け作業後の家具の移動や器具の取外しは、申請者の責任により実施してください。
- ⑤ 転倒防止器具の購入費用（下地材料費を含む。）は申請者の負担となります。器具は市の指定業者が用意します。
- ⑥ 5品を超える部分の取付作業代は自己負担で行ってください。

- ⑦ 賃貸住宅及び公営住宅等の場合は、可能な限り事前に家主等と協議し、その承諾を受けるようにしてください。
- ⑧ 申請書の審査結果の通知は、1～2ヶ月程度かかります。
- ⑨ 本事業により固定された家具が、万一転倒したこと等により、被害又は損害が発生しても、市及び市の指定業者は、その責任を負いません。



※器具代については左記の問い合わせ先に御相談ください。

申請書の提出先

- ① 持参する場合・・・市役所・区役所・行政センター・支所
- ② 郵送する場合・・・浜松市中央区元城町103-2 浜松市 危機管理課
- ③ FAXの場合・・・457-2530 浜松市 危機管理課

問い合わせ先・提出先

問い合わせ先・提出先	電話番号
市役所 危機管理課	457-2537
中央区役所 区振興課	457-2210
東行政センター	424-0115
西行政センター	597-1112
舞阪支所	592-2111
南行政センター	425-1120
浜名区役所 区振興課	585-1143
北行政センター	523-1168
引佐支所	542-1112
三ヶ日支所	524-1111
天竜区役所 区振興課	922-0016
春野支所	983-0001
佐久間支所	966-0001
水窪支所	982-0001
龍山支所	966-2111